

## 海外用投資ファンドの課税強化

制度調査部

吉井 一洋

### 組合からの分配に源泉徴収導入を検討

#### 【要約】

外国の投資家が、投資ファンド(任意組合)を通じてわが国に投資して得た所得への課税が問題となっている。

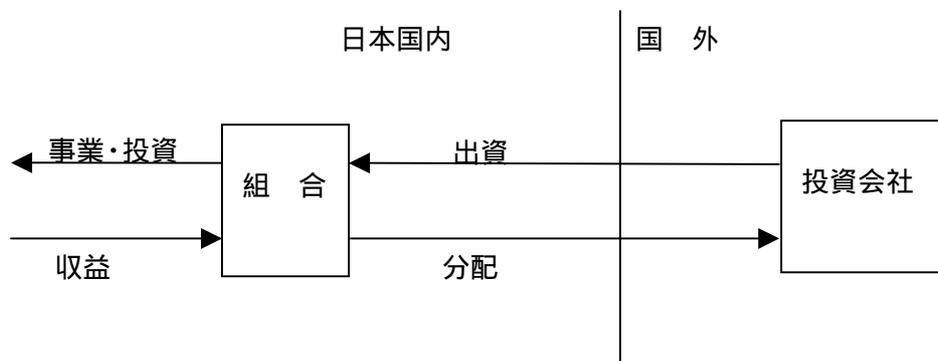
11月に公表された政府税調の答申では、組合について外国投資家が構成員となる場合は、わが国での課税を確保するため「源泉徴収を含む制度的な対応を行う必要がある」としている。自民党の税制調査会でも同様の内容が検討されている模様である。

詳しい内容は、12月中旬に公表される与党の2005年度税制改正大綱に盛り込まれるものと思われる。本レポートでは、外国投資会社が組合を通じて投資した場合の、税務上の取扱いや問題点を整理・検討する。

#### 1. 問題となっているスキーム

問題となっているのは、以下のようなケースであると思われる。

図表1 わが国の任意組合を通じた外国投資家の投資の例



外国投資会社が、(他の組合員と共に)、わが国に民法上の任意組合を設立し、出資する。  
 組合は、わが国で事業・投資を行う。  
 組合は、わが国の事業・投資から収益を獲得する。  
 組合員は、組合が獲得した収益の分配を受ける。

国外の投資会社は、タックス・ヘイブンに設立されることが多いと思われるが、タックス・ヘイブンの場合、通常はわが国との間で租税条約を締結していない。租税条約には締結国の税務当局同士の情報交換規定が通常盛り込まれており、そのような情報交換が義務づけられることは、タックス・ヘイブン国にとって不利であることなどが、その理由として挙げられる。

外国法人が獲得する所得のうち、わが国に源泉のある所得に対してどのような課税をするかは、わが国の税法に規定されている。しかし、外国法人が租税条約を締結している国にある場合は、わが

国とその法人の所在地国との課税権を調整する規定が租税条約に盛り込まれており、わが国の法律よりも租税条約を優先して適用することになる。

しかし、租税条約を締結していないタックス・ヘイブンにある投資会社の場合、その投資会社が得る所得のうちわが国に源泉がある所得に対しては、わが国の税法が、そのまま適用されることになる。(もちろん所在地国の税法も適用される)。

## 2. わが国の税法上の取扱い

外国法人のわが国の源泉所得に対する課税の有無や源泉徴収の有無をまとめると、6ページの図表2のとおりである。

民法上の任意組合の場合、組合自体には法人格は無く、組合が獲得した所得は、組合員(出資者)に分配されず組合に内部留保されているもの(注1)も含めて、組合員の所得として取り扱われる。組合員の損益の具体的な計算方法は、次のとおりである(注2)。

総額方式...任意組合の収入、支出、資産、負債等を各組合員の分配割合に応じて配分する方式。法人組合員の場合は、受取配当の益金不算入、利子・配当等の所得税額(源泉徴収税額)の控除、引当金の繰入、準備金の積立等の適用を受けることができる。

損益方式...任意組合の収入、支出を各組合員の分配割合に応じて配分する方式。法人組合員の場合は、受取配当の益金不算入、利子・配当等の所得税額(源泉徴収税額)の控除を受けることができるが、引当金の繰入、準備金の積立等の適用を受けることはできない。

純額方式...任意組合の純利益・損失額を各組合員の分配割合に応じて配分する方式。法人組合員の場合でも、受取配当の益金不算入、利子・配当等の所得税額(源泉徴収税額)の控除、引当金の繰入、準備金の積立等の適用を受けることはできない。

(注1)法人組合員が現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合でも、組合の計算期間末日において実現している損益は、組合の計算期間末日が属する法人組合員の事業年度の益金・損金に算入される。(組合が年1回以上決算を行っていない場合は法人組合員の事業年度の期間に合わせて益金・損金に算入する)。

(注2)上記は、わが国の税法に従い、わが国で課税対象となる所得を計算する場合の取扱いである。

仮に図表1の外国投資会社が、わが国に恒久的施設を有していないとした場合に、わが国での課税関係を要約すると、下記の(1)~(5)のとおりになると思われる。

### (1)事業所得の場合

外国投資会社が日本国内に支店等の恒久的施設を有して事業を行う場合は、その事業所得を支店等を通じて確定申告し、納税する必要がある。

しかし、図表1のスキームの場合、外国投資会社は、日本国内に恒久的施設を有していないので、組合を通じて獲得した所得は、非課税となる。(注3)

(注3)仮に組合が有する恒久的施設を、税務当局が外国投資会社の恒久的施設とみなした場合、組合が獲得した所得のうち外国投資会社の持分に対応する部分は、外国投資会社がわが国で申告納税することになる。しかし、以下の点を考えると、その実効性には疑問がある。

- ・外国にある投資会社自身に対して、わが国の税務当局が、強制的に申告納税させることは困難である。そのため、本来は納税義務のない組合に、納税を代行させることになる。しかし、法令上そのような取扱いが可能か明確でない。もし可能であったとしても、仮に収益を全て外国投資法人に支払ってしまった場合は、わが国で強制的に徴収することは困難になる。
- ・組合には源泉徴収義務は無いため、組合から外国投資会社への支払には源泉徴収は行われない。

### (2)国内にある資産の運用・保有により生ずる所得

- ・公社債(国債、地方債、もしくは内国法人が発行するもの)、内国法人が発行するCPの運用・保有による所得(利子を除く)
- ・居住者に対する貸付金債権で、その居住者の業務に係るもの以外のもの(一般消費貸借の利子な

ど非営業用の利子)

- ・通常の養老保険契約に基づく保険金等

上記の所得については、図表1の外国投資会社がわが国に恒久的施設を有していようとまいと、組合が受け取る際には、わが国での源泉徴収は行われないものと思われる。さらに、組合から外国投資会社への支払に対しても源泉徴収は行われない。

源泉徴収はないが、国内源泉所得として課税対象にはなるので、外国投資法人は、確定申告により納税する必要がある。しかし、図表1のように外国投資会社がわが国に恒久的施設を有していない場合に、外国投資会社に実質的に課税できるのかという問題が生じる。(組合が有する恒久的施設を、税務当局が外国投資会社の恒久的施設とみなすことも考えられる。その場合の取扱いは、注3と同様である)。

### (3)資産の譲渡による所得

外国投資会社が日本国内に支店等を有し、その支店等が有する資産の譲渡を行う場合は、その支店等を通じて確定申告し、納税する必要がある。

これに対して、図表1のスキームの場合、外国投資会社は、日本国内に恒久的施設を有していないので、確定申告の対象となる所得は、以下に限定される。

- ・国内にある不動産の譲渡により生ずるもの
- ・国内にある不動産の上にある権利、鉱業権又は採石権の譲渡による所得
- ・内国法人が発行する株券、出資者の持分(特定目的会社の出資者の持分、投資法人の投資口を除く)で、株券等の買い集めによる所得又は株券等の事業譲渡類似の譲渡による所得
- ・ゴルフ会員権(株式形態のもの)の譲渡による所得

図表1のスキームの場合、このうち土地・土地の上に存する権利、建物等の譲渡による所得以外の所得については、組合が受け取る際には源泉徴収の対象とならないと思われ、また組合から外国投資会社に支払われる際にも、源泉徴収が行われない。したがって、外国投資会社の自主的な確定申告に頼らざるを得ず、当該会社がわが国に拠点をもたないことを考えると、このような所得について実質的に課税できるのかという問題が生じる。(注4)

土地・土地の上に存する権利、建物等の譲渡による所得については、本来は、組合が受け取る際に源泉徴収の対象となるべきものである。しかし、その支払者が、組合の出資者が外国法人であることを把握せず、国内の投資家と同様に取り扱っていた場合は、組合が受け取る際の源泉徴収は行われないことになる。さらに、また組合から外国投資会社に支払われる際にも、源泉徴収が行われず、実質的に課税できるのかという問題が生じる。(注4)

(注4)仮に組合が有する恒久的施設を、税務当局が外国投資会社の恒久的施設とみなした場合、申告納税の対象となる所得の範囲は広がる。また、外国にある投資会社自身に対して、わが国の税務当局が、強制的に申告納税させることは困難であるため、本来は納税義務のない組合に、納税を代行させることになる。しかし、法令上そのような取扱いが可能か明確でない。もし可能であったとしても、仮に収益を全て外国投資法人に支払ってしまった場合は、わが国で強制的に徴収することは困難になる。

### (4)その他の国内源泉所得(国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得。(1)~(3)、(5)に該当するものを除く)

(2)と同様

### (5)人的役務の提供の対価、不動産の賃貸料等、債券・預貯金等の利子等、配当等、貸付金利子、使用料等、広告宣伝の賞金、生命保険等の年金等、金融類似商品の収益等、匿名組合契約等に基づく利益の分配

外国投資会社が日本国内の支店等を通じて上記の所得を獲得する場合は、源泉徴収が行われた上(所定の手続きにより一部の所得について源泉徴収不要とすることが可能)、その支店等を通じて確定申告して納税する必要がある。

これに対して、図表1のスキームの場合、外国の投資会社は、日本国内に恒久的施設を有していないので、源泉徴収のみで納税が完了する(確定申告不要)。

恒久的施設を有しない外国投資会社の場合、上記所得については、組合等を用いず直接投資をしても、源泉徴収のみで納税が完了するため、組合を用いるメリットは特にはない。ただし、所得の支払者が、組合の出資者が外国法人である旨を把握していない場合には問題が生じる。

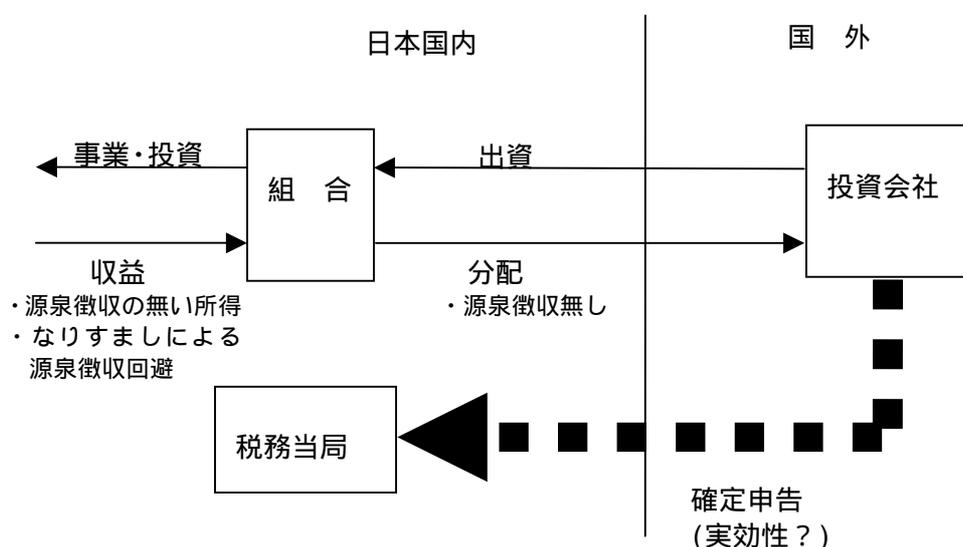
不動産の賃貸料等や貸付金利子などは、国内の個人・法人に対して支払われる場合には、源泉徴収は行われない。したがって、このような所得の支払者が、組合の出資者が外国法人である旨を把握していない場合は、国内の個人・法人と同等に扱われ、組合に支払う際に源泉徴収が行われないこともありうる。さらに、組合から外国法人に支払う際にも源泉徴収が行われないため、わが国では全く課税されないことになる。(仮に組合が有する恒久的施設を、税務当局が外国投資会社の恒久的施設とみなせば、確定申告により納税する義務が生じる。しかし、課税の実効性の面で、注3と同様の問題が生じる)。

### 3. 組合を用いた投資による租税回避の防止策

2で取り上げた問題点のポイントを要約すると、次のとおりである。

組合はわが国で事業・投資を行うための拠点を持つが、外国投資会社自体はわが国に支店等の恒久的施設を持たない。これにより、組合を通じて獲得した所得を、わが国で課税されるべき国内源泉所得から除外し非課税とすることができる場合がある。(例えば事業所得など)。  
組合が獲得した所得を、出資者である外国投資会社に支払を行う際には、源泉徴収は行われない。したがって、組合が所得の支払を受ける際に源泉徴収されなければ、わが国では全く源泉徴収が行われず、外国投資会社が自分で確定申告を行い納税しない限り、税金を確保できないことになる。しかし、わが国に恒久的施設を持たない外国投資会社に対して、確定申告による納税を強制することは事実上困難である。  
組合に支払われる際に本来は源泉徴収されるべき国内源泉所得でも、組合の出資者が外国投資会社である旨を隠し、わが国の居住者等になりすますことで、組合に支払われる際の源泉徴収を回避できる場合がある。この場合、組合から外国投資会社への支払に対しては源泉徴収は行われないため、わが国では全く源泉徴収が行われないことになる。  
組合の恒久的施設を外国投資会社の恒久的施設とみなすことができれば、課税対象となる国内源泉所得の範囲を広げることができると共に、外国投資会社に代わり組合に確定申告させることができる。しかし、法令上それが可能か明らかではないし、仮に可能だとしても組合の収益が、課税前に、全て外国投資会社に送金されてしまえば、わが国で税金を徴収することはできなくなる。

図表1' わが国の任意組合を通じた外国投資家の投資への課税



上記のような租税回避行為に対応する手段としては、例えば、次のような方法が考えられる。

組合から外国投資会社に支払う際に、組合が源泉徴収するよう義務づける。これにより、わが国において全く課税が行われないという事態は回避できる。(注5)。

組合に支払を行う者には、最終的な受益者が誰かを組合に確認した上で、源泉徴収の適用の有無を判断するよう義務付ける。これにより、居住者等になりすました源泉徴収回避を防止する。

組合、あるいは組合に支払を行う者に、組合員ごとの支払調書の提出を義務付ける。(注6)。これにより、組合員の収益を把握する。

組合の恒久的施設を、出資者である外国投資会社の恒久的施設とみなすことを明文で規定する。これにより、組合が外国投資会社の納税を代行できるようにする。

(注5)わが国にある組合を全て把握し、源泉徴収を義務づけられるかという問題はある。

(注6)外国法人の所得については、現在も支払調書の提出が義務付けられているが、組合を経由する場合は、個々の組合員ではなく、組合の理事長等の名義で一括して、組合への支払者から支払調書が提出されている可能性がある。

かつては、匿名組合を通じて投資を行っている非居住者・外国法人の場合についても、組合員が10名未満であれば、任意組合の場合と同じく、匿名組合からの分配金には源泉徴収は無く、非居住者・外国法人が確定申告により納税することとされていた。しかし2002年度税制改正により、匿名組合員が10名未満の場合でも、非居住者・外国法人に匿名組合の分配金が支払われる場合(注7)は、20%の源泉徴収が行われることとされた。この際に、恒久的施設をわが国に持たない非居住者・外国法人の場合は、確定申告が免除され、20%源泉徴収のみで納税が完了することとなった。組合についても、このように割り切って考え、わが国に恒久的施設を有しない非居住者・外国法人に対する支払いについては確定申告不要で源泉徴収のみで納税が完了することとすれば、特に～の措置を導入する必要は無いかもしれない。(注8)。

(注7)居住者・国内法人に支払われる場合は、現在も、組合員10名未満の場合は源泉徴収は免除されている(確定申告により納税)。

(注8)ただし、組合が支払いを受ける段階で源泉徴収される所得の場合、さらに非居住者・外国法人に支払う際に源泉税が課されると、二重に課税されてしまうことになる。また(注5)の問題は残る。

11月25日に公表された政府の税制調査会の2005年度税制改正の答申では、組合に出資している非居住者・外国法人への課税について、次のように述べている。

「構成員に直接課税される組合については、わが国での課税を確保するため、非居住者や外国法人である構成員に対して源泉徴収を含む制度的な対応を行う必要がある。」

自民党の税制調査会でも、同様の検討をしている模様であり、今年(2004年12月中旬)に公表予定の与党の2005年度税制改正大綱でどのような措置が盛り込まれているが注目される。

なお、匿名組合に関しては、オランダを経由した租税回避スキームがよく知られている。匿名組合の分配金をオランダの法人に支払う場合、日蘭租税条約によれば、わが国に課税権が認められておらず(即ちわが国では非課税)、さらにオランダでは同国特有の二重課税排除方式により課税されない。これを濫用した租税回避スキームが昨今問題となっていた。これについては、オランダとの間で、2004年6月から租税条約の見直しのための交渉が開始されている。

図表 2 外国法人の納税義務

外国法人の区分 国内源泉所得の種類		恒久的施設を有する外国法人		左のいずれにも該当しない外国法人(恒久的施設を有しない外国法人) (法 141 四)	所源泉税徴収
		国内に支店等を有する外国法人 (法 141 一)	国内において長期建設作業等を行う外国法人又は国内に代理人等を置く外国法人(法 141 二、三)		
事業の所得	法 138 一				無 (注 2)
資産の運用又は保有による所得	法 138 一				
資産の譲渡による所得	法 138 一			不動産の譲渡による所得及び令第 187 一～四に掲げる所得	
その他の国内源泉所得(令 178 に掲げるもの)	法 138 一				
人的役務提供事業の所得	法 138 二				
不動産等の貸付による所得	法 138 三				有
債券、預貯金等の利子の所得	法 138 四		国内で行う事業に帰せられる所得	源泉所得税 (分離課税)	
配当等の所得	法 138 五				
貸付金利子等の所得	法 138 六				
使用料等の所得	法 138 七				
広告宣伝の賞金の所得	法 138 八				
生命保険契約に基づく年金等の所得	法 138 九				
金融類似所得(注 3)	法 138 十				
匿名組合契約等に基づく利益分配の所得	法 138 十一				

- (注) 1  の部分が法人税の課税範囲である。
- 2 資産の譲渡による所得のうち、国内にある土地もしくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備もしくは構築物の譲渡による対価(所得税法施行令第 281 条の 2 に規定するものを除く。)については、所得税の源泉徴収が行われる。
- 3 定期積金又は相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売戻条件付売買に基づく利益、外貨建預貯金の為替差益及び一時払養老保険等に基づく差益
- 4 法とは法人税法、令とは法人税法施行令をさす。

図表 2 に若干の解説を加えると、次の(1)～(5)のとおりである。

(1) 事業所得の場合

- 外国法人が恒久的施設を日本国内に有していなければ、非課税
- 外国法人が恒久的施設を有していた場合は、確定申告により納税(源泉徴収無し)

(2) 国内にある資産の運用・保有により生ずる所得...確定申告により納税(源泉徴収無し)

- ・公社債(国債、地方債、もしくは内国法人が発行するもの)、内国法人が発行する CP の運用・保有による所得(利子を除く)
- ・居住者に対する貸付金債権で、その居住者の業務に係るもの以外のもの(一般消費貸借の利子など非

営業用の利子)

- ・通常の養老保険契約に基づく保険金等 など

(3)資産の譲渡による所得

恒久的施設を有していた場合...確定申告により納税(源泉徴収無し)

恒久的施設を有していなかった場合

...以下が課税対象。確定申告により納税。土地・土地の上に存する権利、建物等の譲渡による所得は源泉徴収

- ・国内にある不動産の譲渡により生ずるもの
- ・国内にある不動産の上にある権利、鉱業権又は採石権の譲渡による所得
- ・内国法人が発行する株券、出資者の持分(特定目的会社の出資者の持分、投資法人の投資口を除く)で、株券等の買い集めによる所得又は株券等の事業譲渡類似の譲渡による所得
- ・ゴルフ会員権(株式形態のもの)の譲渡による所得

(4)その他の国内源泉所得(国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得。(1)~(3)、(5)に該当するものを除く)...申告納税。源泉徴収は無し

(5)人的役務の提供の対価、不動産の賃貸料等、債券・預貯金等の利子等、配当等、貸付金利子、使用料等、広告宣伝の賞金、生命保険等の年金等、金融類似商品の収益等、匿名組合契約等に基づく利益の分配

恒久的施設を有していた場合

- ・その恒久的施設が支店、事務所、工場等であった場合...申告納税(源泉徴収有り)
- ・その他の恒久的施設であった場合
  - 国内の恒久的施設の事業に帰せられるもの...申告納税(源泉徴収有り)
  - 国内の恒久的施設の事業に帰せられないもの...源泉徴収のみ
- ・外国法人が日本国内の支店等を通じて上記の所得を獲得する場合は、源泉徴収が行われた上、その支店等を通じて確定申告して納税する必要がある。上記の所得のうち、人的役務の提供の対価、不動産の賃貸料等、貸付金利子、使用料、広告宣伝の賞金、生命保険等の年金等については、源泉徴収の免除の対象となる外国法人である旨の所轄税務署長所定の証明書を源泉徴収義務者に提出することで、源泉徴収を免除されるが、確定申告による納税は必要である。

恒久的施設を有していなかった場合...源泉徴収のみ(確定申告不要)